

平成26年9月18日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本純一

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正について

健康保険及び後期高齢者医療における食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成26年6月30日付け「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第274号）」により改正が行われ、平成26年8月1日より適用されましたのでご連絡申し上げます。

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、所得区分に応じて額が定められており、食事療養費の標準負担額は1食あたり260円とされておりますが、低所得者への配慮として、市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間については、1食あたりの食事療養標準負担額は210円と軽減され、さらに過去1年間の入院日数が90日超の長期入院該当者の場合160円に軽減されているところであります。

これまで、食事療養標準負担額については、長期入院該当者の入院日数を算定するにあたり、当該算定期間中に加入する保険者の変更があった場合、保険者変更前の入院日数と保険者変更後の入院日数を合算する取扱いとなっていないところでした。

つまり、75歳未満の市町村民税世帯非課税者等であって、長期入院該当者であった方が、75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療に保険者変更となった場合、一旦長期入院該当者から除外され、改めて90日間1食あたり210円の食事療養標準負担額が適用される扱いとなっていたことから、今回の改正により、保険者の変更があった場合でも、入院日数の算定にあたり前保険者の入院日数と合わせて算定する取扱いとすることとし、平成26年8月1日より適用されることとなりました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省との連絡不足等から、本文書の発出が改正告示適用後になりましたことをお詫び申し上げます。

<添付資料>

1. 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示(平成26年厚生労働省告示第274号) (官報写し)
2. 「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」の一部改正について
(平26.6.30 保発0630第5号 厚生労働省保険局長)

[参考]

- ・入院時食事療養・生活療養費
- ・長期該当者認定の現行の取扱い(改正前)

官 報

編 集 ・ 印 刷
独 立 行 政 法 人 國 立 印 刷 局

目 次

〔 府 令 〕

○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）

〔 省 令 〕

○計量法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三三）
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同三四）

〔 告 示 〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件（総務二一八）
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一九）
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同二二〇）

○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示
（総務・農林水産・国土交通八）

○奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画を認定する件（同九）
○日本国に帰化を許可する件（法務二八〇）

○千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約へのフィリピン共和国の加入に関する件（外務二一九）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二〇四）

○平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同二〇五）

○平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二〇六）

○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二七二）

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（同二七三）

○健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（同二七四）

○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の全部を改正する件（農林水産八六〇）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同八六一）

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一四二）

〔 国 会 事 項 〕

〔 人 事 異 動 〕

内閣 警察庁 金融庁 外務省 財務省 防衛省 会計検査院

〔 叙 位 ・ 叙 勲 〕

〔 皇 室 事 項 〕

〔 官 庁 報 告 〕

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について（内閣府）
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

労働

最低賃金の廃止決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示一）

〔 公 告 〕

諸 事 項

官 庁

適格機関投資家、財団、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁 判 所

準禁治産、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会 社 そ の 他

会 社 決 算 公 告

<p>二 大中小型まき網 漁業</p>	<p>イ インド洋まぐろ類委員会設置に関する協定第二条に規定する海域（以下「インド洋協定海域」という。）</p>	<p>二百四十号）第十條第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第三條の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第四百二十九号）第三十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第五十八條第一号若しくは第二号又は第六十二條の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。</p> <p>第二條 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一号の表中（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）を削る。</p>
-------------------------	--	---

<p>一 遠洋底びき網 漁業</p>	<p>定める政令（昭和三十三年政令第六号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業の海域のうち、我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る排他的経済水域（東京都小笠原村南島に係る排他的経済水域及び小笠原村南島を除く）を除く海域</p>	<p>（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二号若しくは第三号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十條第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和三十三年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第三條の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は規則第三十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。</p> <p>第二号の表中（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）を削る。</p>
------------------------	---	--

<p>二 遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業</p>	<p>イ インド洋協定海域</p>	<p>（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二号若しくは第三号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十條第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和三十三年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第三條の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は規則第三十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。</p> <p>第二号の表中（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）を削る。</p>
-----------------------------------	-------------------	--

<p>三 遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業</p>	<p>イ インド洋協定海域</p>	<p>（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二号若しくは第三号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十條第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和三十三年政令第四百二十五号）第六條において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第三條の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は規則第三十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。</p> <p>第二号の表中（規則第三十五條第一号又は第四十條第一号に定める者である期間に係るものに限る。）を削る。</p>
-----------------------------------	-------------------	--

農林水産省告示第八百六十一号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九條の十において準用する同法第十七條の三第二項において準用する同法第十七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新した。同法第十九條の十において準用する同法第十七條の三第二項において準用する同法第十七條の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日
農林水産大臣 林 芳正

一 登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年五月十九日 第四号

二 登録外国認定機関の名称及び住所
エヌ・ティール・アイ（NTI） ノルウェー王国 オスロ市 フォーシユクニングスヴェイエン三B

三 登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
製材、枠組壁工法構造用製材及び集成材

四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
（1）認定を行う区域
外国
（2）認定を行う事業所の所在地
ノルウェー王国 オスロ市 フォーシユクニングスヴェイエン三B

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーに電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーに電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附則
この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーに電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーに電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

保発 0630 第 5 号
平成 26 年 6 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び
「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」
の一部改正について

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成 26 年 6 月 30 日付けで健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 26 年厚生労働省告示第 274 号）により改正し、平成 26 年 8 月 1 日から適用することとしたので、下記に留意の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知等に遺憾なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「標準負担額」という。）は、所得区分に応じて額が定められているが、市町村民税世帯非課税者等（所得が一定基準以下の者を除く。以下同じ。）の認定を受けている間の入院日数が過去 1 年間で 90 日を超えていることについて保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）の認定（以下「長期入院該当」という。）を受けた者の場合、更に軽減されている。

後期高齢者医療制度において、長期入院該当に係る入院日数の算定に当たり、

被保険者が居住する都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「現広域連合」という。）により市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間の入院日数のみを算定対象としており、新たに被保険者となった場合には改めて現広域連合における入院日数が 90 日を超えるまで長期入院該当とならないことから、これを改め、他の保険者等により市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間の入院日数を合わせて算定することとする。

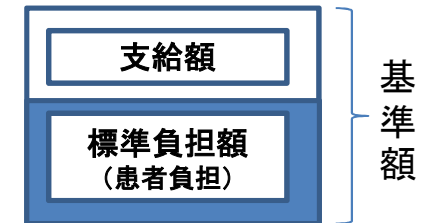
健康保険制度及び国民健康保険制度においては、法令上の明確化を図る観点から同様の改正を行う。

2 適用期日

平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

入院時食事療養・生活療養費

- 入院時食事療養費は、保険医療機関に入院したときに必要となる食費の一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。
- 入院時生活療養費は、65歳以上の方が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費の一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。
- それぞれの支給額は、食費及び居住費について定めた「基準額」から、被保険者が負担するものとして定めた「標準負担額」を控除した金額。
- 支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式。
- 低所得者については、申請により患者負担分の標準負担額が減額される。



<65歳以上の標準負担額>

区分	療養病床に入院する65歳以上の方		左以外の方 (一般病床など)
	右以外の方	難病等の入院医療の必要性が高い方	
一般の方	(食費)1食460円(※1) (居住費)1日320円	(食費)1食260円 (居住費)負担なし	1食260円
市町村民税非課税の世帯に属する方等	(食費)1食210円 (居住費)1日320円	(食費)1食210円 → <u>過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、160円</u> (居住費)負担なし	1食210円 → <u>過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、160円</u>
上記のうち、世帯全員が一定の所得以下	(食費)1食130円(※2) (居住費)1日320円(※2)	(食費)1食100円 (居住費)負担なし	1食100円

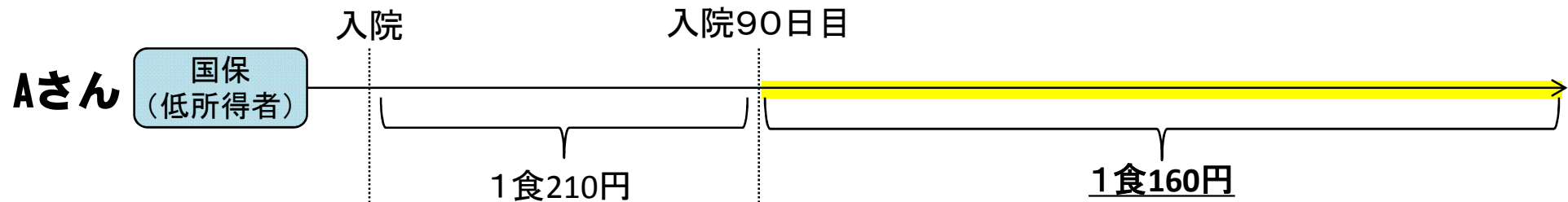
(※1) 管理栄養士等による栄養管理、適時・適温の食事等が提供されている場合に限る。そうでない場合は1食420円。

(※2) 老齢福祉年金受給者の場合はさらに軽減。

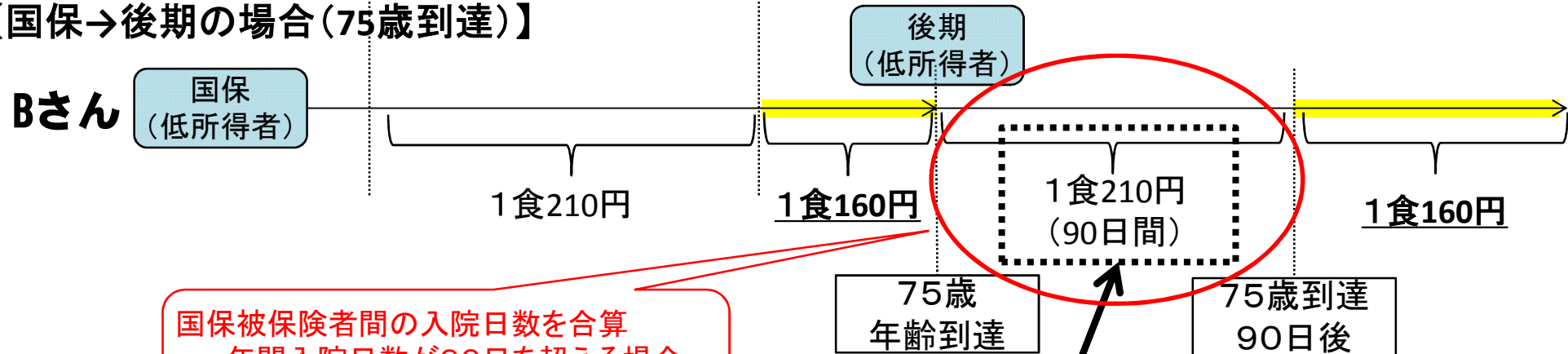
長期該当者認定の現行の取扱い

- 低所得者の認定を受けている期間において、過去1年間で入院日数が90日を超える長期該当者の場合、標準負担額が減額される。
- 加入する保険者に変更があった場合（75歳になり後期に加入した場合等）、変更前の入院日数は合算されず、いったん長期該当者ではなくなる。
※国保では、変更前の入院日数を合算して差し支えない旨の通知を発出している。
※健保では、通知等ないが、国保の通知があることから、実務上、合算できる取扱いとしている。

【国保の場合（75歳未満）】



【国保→後期の場合（75歳到達）】



国保被保険者間の入院日数を合算
→ 年間入院日数が90日を超える場合、
1食160円が継続

この間に限り負担が210円(+50円)